

高松市美しいまちづくり基本計画（案）についてのパブリック・コメント実施結果

- 1 いただいた御意見等の件数 2件（2人）
- 2 いただいた御意見等とそれに対する本市の考え方

※提出いただいた御意見は趣旨を変えない範囲内で、簡略化または文言等の調整をしているものがあります。

No.	御意見等	市の考え方
1	<p>基本計画（案）の趣旨には賛同できるが、その実行性については疑問がある。例えば、現在屋島地区は文化財保護法や屋外広告物条例により厳しく制限されているが、電柱広告や医療機関の広告が氾濫しているなど、現状でも法令などの網があるにもかかわらず、景観が守られていない。実行性を担保していただきたい。</p> <p>ラブホテルの野立て広告の多数の回転灯やパチンコ屋の屋外ビジョンについても規制していただきたい。</p>	<p>本市では、平成21年12月に制定した、「美しいまちづくり条例」に基づき、今後の景観施策の指針となる「美しいまちづくり基本計画」を策定するものでございます。</p> <p>取りまとめに際しては、栗林公園周辺地区や屋島地区など、市内5地区を「景観モデル地区」として位置づけ、本市が率先して、先導的な景観形成に努めることとしたほか、住民主体による美しいまちづくりを進めるため、その実現に向けた具体的な手順や活用できる制度等を取りまとめたものでございます。</p> <p>この基本計画では、重点取組事項として、景観法に基づく景観計画の策定を掲げており、中核市である本市が景観計画を定めることにより、この計画区域内における建築行為等に対し、勧告や変更命令等の措置を講じることが可能となったものでございます。</p>
2	<p>基本計画（案）については、十分に検討され、よく整備されているが、理想だけでは美しいまちづくりの実現は不可能であり、より具体的な戦略的な基本方針の作成が必要である。まず、市民の意識改革が求められ、町づくり、人づくり、コミュニティづくりが基本である。勿論、景観法、都市計画制度の活用を図ることが大切であり、市民と行政が協働して、美しいまちづくりに向けての文化形成を図るべきである。啓発や知識の普及に努めるとともに、地道な運動を続けることが第1歩である。自然を生かし、歴史を学び、次世代のために美しい景観を残したいものである。</p>	<p>景観計画の策定に当たりましては、景観形成に大きな影響を及ぼす建築物や屋外広告物等に対し、形態・色彩・デザイン等に関する行為の制限など、一定の強制力を担保できる規制内容について、検討することといたしており、鋭意、取りまとめてまいりたいと存じます。</p> <p>美しいまちづくりの実現に向けては、市民と事業者との協働の下、一体的に取り組んでいく必要がありますことから、この基本計画の内容や、それに関連する施策等につきまして、本市ホームページなど、各種広報媒体を活用し、周知・啓発に努めてまいりますほか、市民や事業者と意見交換の場を設けるなど、景観に対する意識の高揚にも努めてまいりたいと存じます。</p>